

平成17年11月25日

厚生労働省 老健局
計画課長 川尻良夫様
老人保健課長 三浦公嗣様

全国老人給食協力会
代表 石田惇子

介護保険制度改正に伴う食事サービス施策の変更に対する要望書

在宅高齢者に対する食事（配食・会食等）サービスは、平成18年度の介護保険制度改正で新たに創設される「地域支援事業」の中の一事業となり、介護予防事業と任意事業の二分野にまたがる位置づけとなると聞きました。

住民参加型の食事サービス実施団体の連絡会である全国老人給食協力会は、介護予防にもっとも有効な手立ては「食」であることと、食事サービスは地域の見守りネットワークづくりに寄与してきたことを長く主張してきましたので、このたび介護予防と任意事業に「食」が組み込まれたことを歓迎しております。

一方で、このたびの改正では、現在補助の対象である調理費について利用者負担の方向がはっきりと打ち出されていることから、本来サービスを利用すべき人が経済的負担から利用を制限し、かえって低栄養状態へ進んでしまうことも予想され私どもは非常に危惧しております。

また、「食の自立支援事業」では、アセスメントを経て様々な食関連サービス（配食・会食・ミニデイ・料理教室など）の調整がなされていましたが、それを引き継ぐ「包括的支援事業」がその理念を正しく継承し、配食以外の会食活動・ミニデイ活動・料理教室などの活動を地域に育成していく姿勢を持つかどうかも心配です。

高齢者が食に関する知識を正しく持ち、自らの食生活に生かすことが介護予防であると同様に、すぐに食べられ、栄養が補給できる「食事」を提供する「手」を確保することも在宅高齢者の健康維持には不可欠なことであります。性急に食事サービスの比重を「栄養改善教育」に偏らせることはあってはならないことだと考えます。

上記のことから、全国老人給食協力会は以下の通り要望いたします。

1. 配食サービスの利用者が利用を制限することにより低栄養状態へ進むことのないよう、自治体が充分配慮するよう、厚生労働省として指導していただきたい。
2. 見守りネットワーク経費、デリバリーコストについては今後も公的責任の範囲とし、経費を利用者負担としないようお願いいたします。
3. 会食サービスやミニデイサービスなどの食関連サービスにも留意し、食による地域ネットワークづくりへの配慮をするよう、厚生労働省として指導していただきたい。

以上